

日本インターネットプロバイダー協会・情報ネットワーク法学会共催 特別講演会
後援: 情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会
「インターネット選挙運動解禁で選挙はどう変わる」
2013.6.1

基調講演ーインターネット選挙運動解禁 公選法改正の背景と今後の展望

弁護士 国立情報学研究所客員教授
岡村 久道

ネット選挙運動の解禁に至る経緯

—約17年間に及ぶ遠く長い道程

①新党さきがけの回答願と自治省選挙課の回答（1996年10月）→「公選法に抵触」

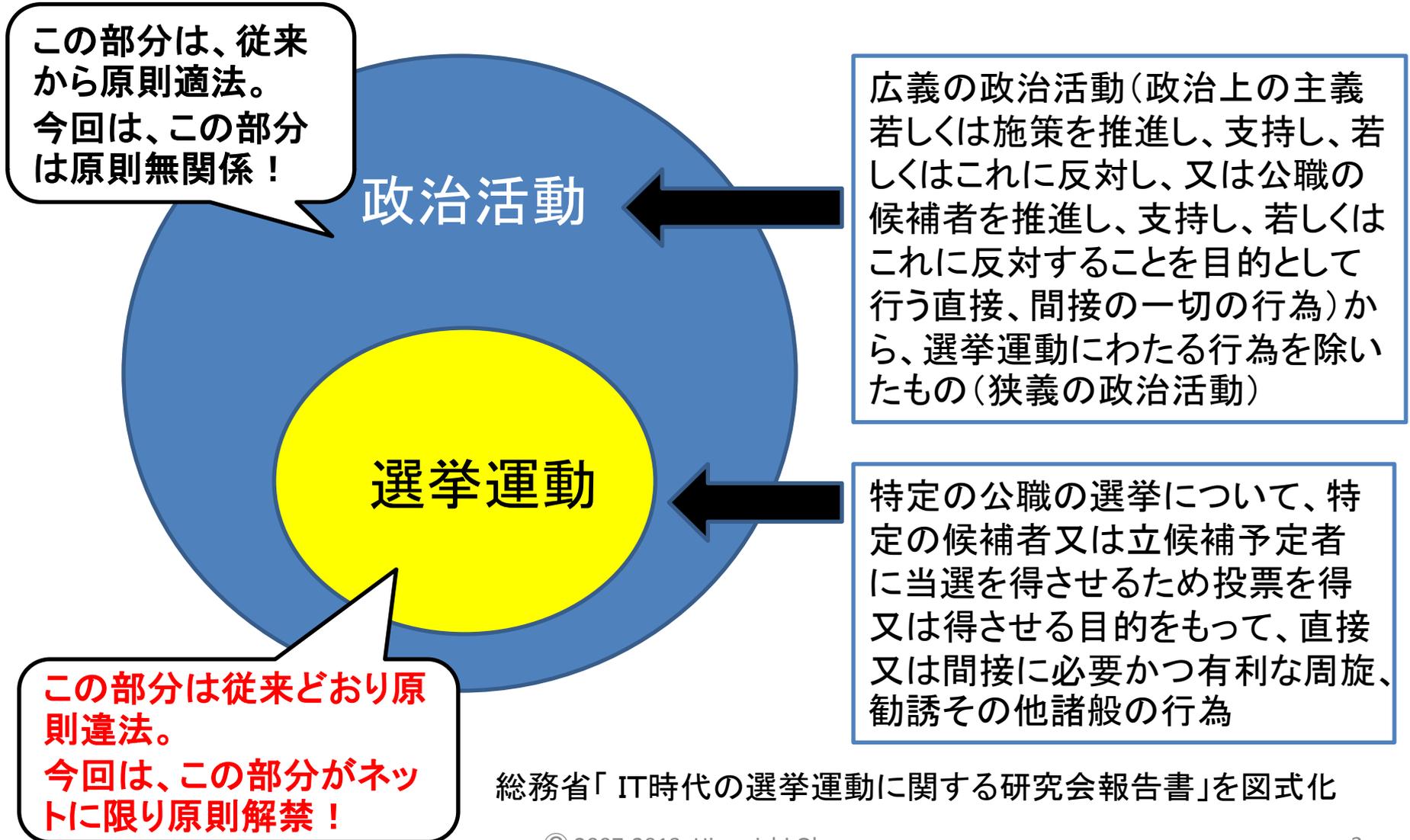
②ネット選挙運動冬の時代→議員立法で解禁法案が提出・不成立・廃案の繰り返し

③総務省「IT時代の選挙運動に関する研究会報告書」（2002年8月）→解禁積極意見

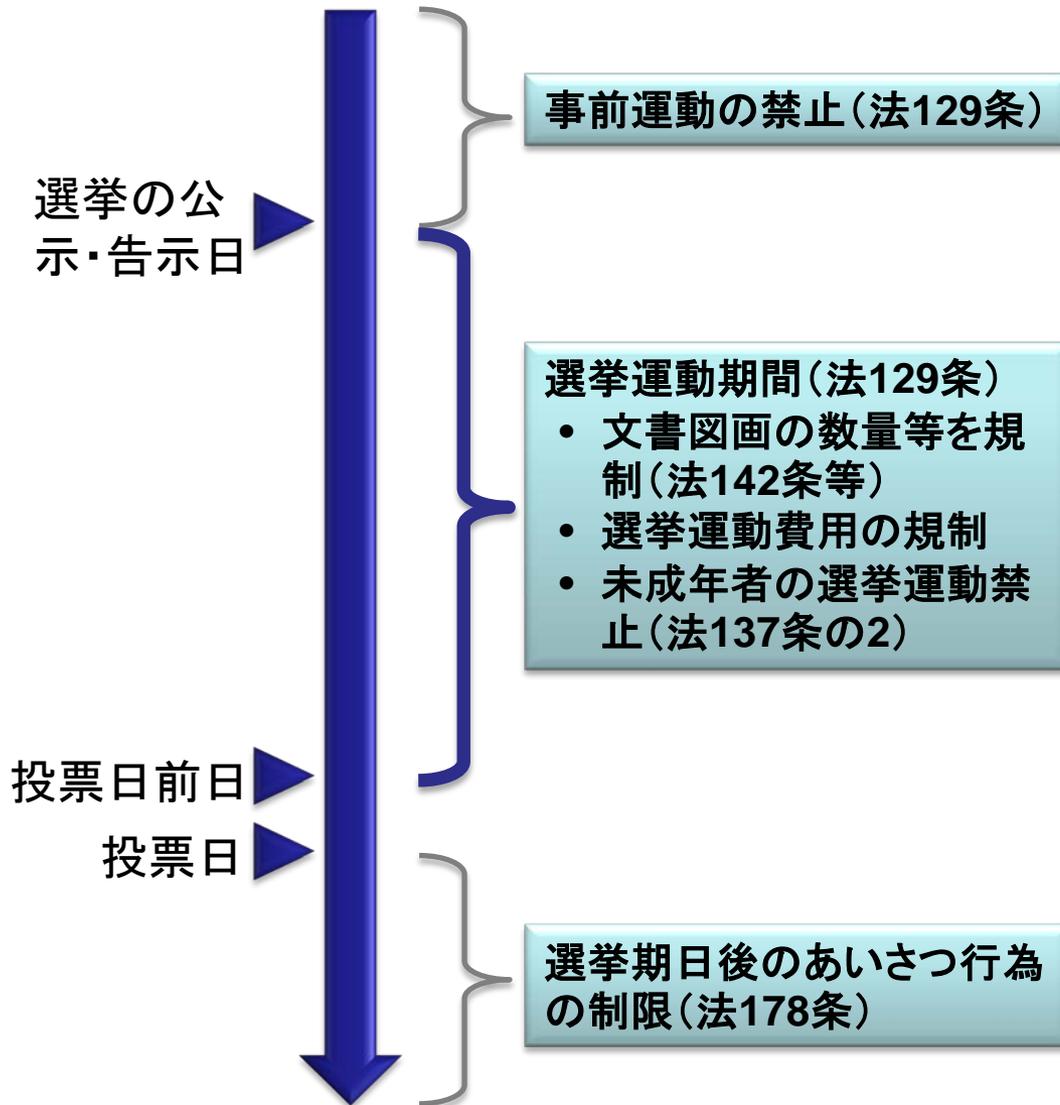
④再び解禁法案が提出・不成立・廃案の繰り返し（なし崩し的な事実上の一部解禁も）

⑤解禁法案が可決成立（2013年4月26日公布、同年5月26日施行）
施行日以後初公示の国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から適用
→今夏の参院選に適用

公選法－選挙運動と政治活動の関係



改正前公選法における選挙運動規制の概要



はじまりー「新党さきがけ」の「回答願」と 自治省選挙部選挙課の「回答」(1996年10月)

回答願

- 当時の公選法で、インターネット選挙運動に関しどのような点が問題となるのか、1996年10月2日付で当時の「新党さきがけ」が自治省選挙部長(当時)宛に「回答願」を提出。インターネット完全民営化の翌年のこと。←早すぎた解禁論

回答

- ウェブを閲覧させる行為は「文書図画」の「掲示」に該当し、ウェブの閲覧は無制限に行われるから、法142条および143条違反。したがって現行法ではウェブに選挙運動用コンテンツを掲げ閲覧させる行為は違法との解釈。

帰結

- 選挙運動にわたらない純粋な政治活動としてホームページ利用は自由。しかし、純粋政治活動たるホームページでも、選挙運動期間中の開設・書換えは、新たな文書図画の頒布とみなされ、選挙運動の禁止を免れる行為として公選法違反。

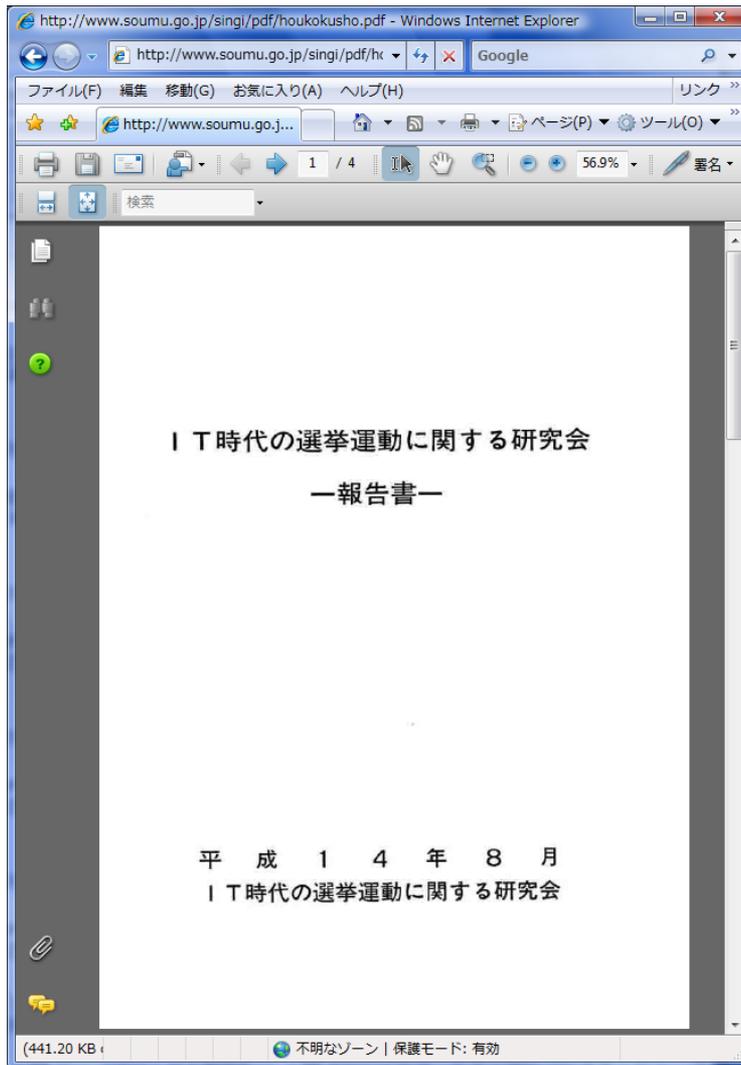
運動期間中、ウェブサイトの書換えをせず凍結する「ネット選挙運動、冬の時代」へ

改正前公選法の規制とネット選挙運動

主体内容	公職の候補者等又は第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前運動にあたるため禁止(法129条) <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定外の文書図画の頒布にあたるため禁止(法142条) 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同左
政治活動	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自由 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、書換えすることにより、禁止を免れる行為に該当する場合は禁止(法148条) 	<p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同左 <p>【選挙運動期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを開設、書換えする場合に、候補者の氏名等を表示することは禁止(法201条の13)

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書をもとに作成

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書(2002年8月)



- いつしか時は流れ、世紀も変わり、インターネットが普及した2001年10月から開催。
- 2002年8月、報告書を取りまとめ。
- 解禁に前向きな姿勢、同時に弊害防止を検討。
- 従来の解禁論と弊害を指摘する声がまとめられている。
- しかし、その後も立法化は遅々として進まず。

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書

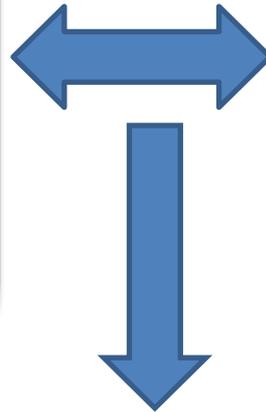
—基本的な考え方は、今回の改正法もほぼ踏襲

効果として……

- ①候補者情報の充実
- ②政治参加の促進
- ③有権者と候補者との直接対話の実現
- ④金のかからない選挙の実現

課題として……

- ①デジタルデバイドの存在
- ②インターネットの悪用
- ③インターネットに付随する費用の増加



結論として……

インターネットを選挙運動手段に追加することが適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要。

2005年の衆院選

- 民主党は公示日の翌日にサイトを更新して党代表(当時)の遊説内容を掲載
- 自民党が「公選法に抵触している」と批判、総務省が民主党に「抵触の疑いがある」という「注意」、民主党が8月30日、党代表の遊説内容をサイトから削除
- 民主党は総務省選挙部に対して公開質問状を送付、総務省は一般論にすぎないと指摘
- 補選や東京都議選中に自民党の議員らが、自らのブログを更新し続け、選挙記事を載せていたとして、逆に民主党からクレーム
- その一方で公示前の8月25日、自民党が幹事長と広報本部長代理(当時)による「メルマガ／ブログ作者と党幹部との懇談会」を開催

参考

在外邦人選挙権最高裁判決(最判平成17年9月14日)

- 判決内容

- 平成10年法律第47号による改正前の公職選挙法が、平成8年10月20日に実施された衆議院議員の総選挙当時、在外国民(国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民)の投票を全く認めていなかったことは、憲法15条1項,3項,43条1項,44条ただし書に違反する等とした判決。
- 「通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げていることなどによれば、在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなった」と指摘。

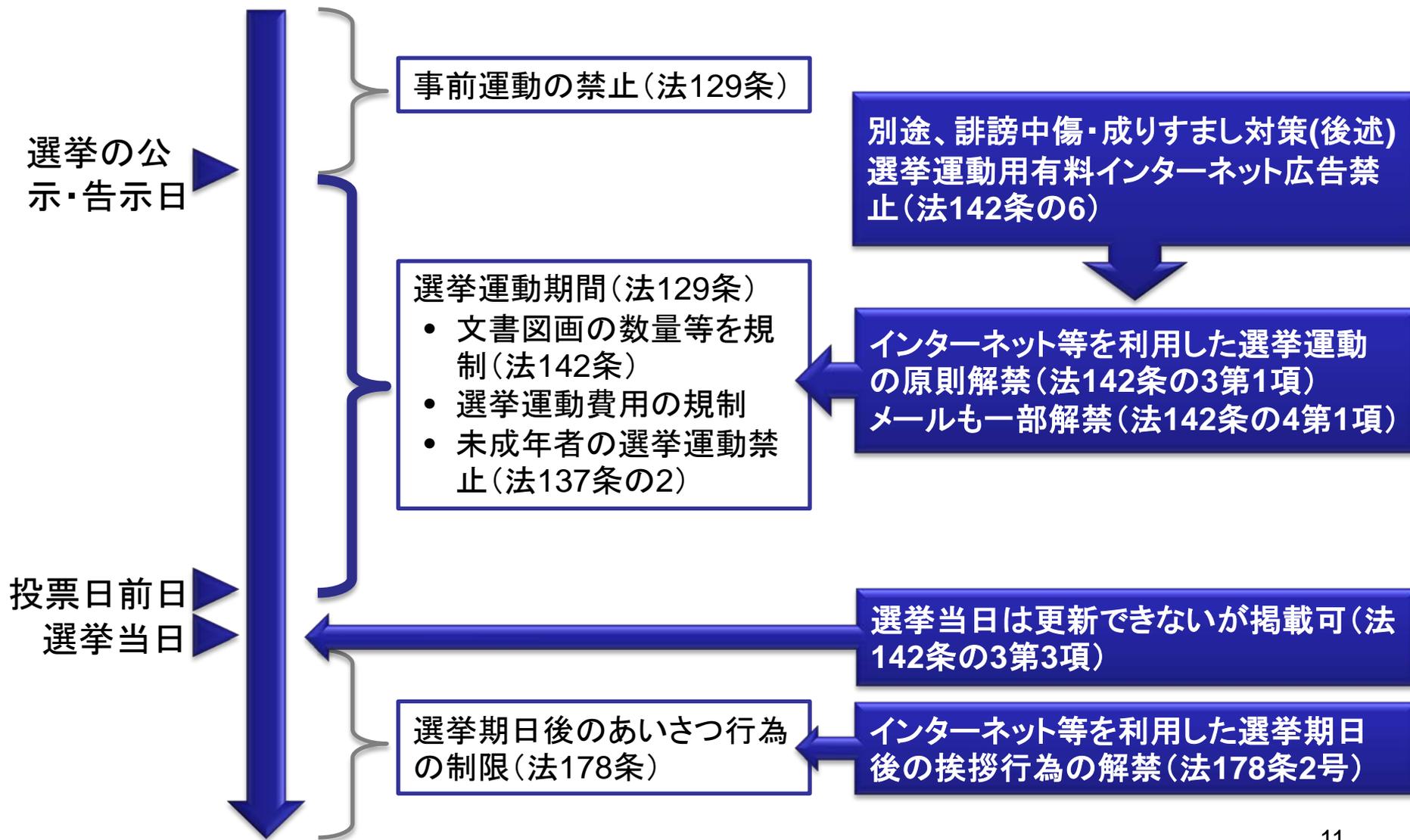
- 2005年9月15日朝日新聞社説

- 「通信技術の発達を指摘した判決を読むと、選挙運動でインターネットを使えない現在の制度はやはり時代に合わないと感じる。海外にとどまらず、国内の有権者も政党や候補者のホームページから選挙期間中の最新情報を読みたい。電話での選挙運動がよくて電子メールが駄目だというのは、どう考えても理屈が通らない。」

- 2005年9月15日毎日新聞社説

- 「大法院が「通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げている」と指摘、候補者の情報の伝達は著しく困難と言えない、と判示したのも、インターネットの普及などのIT(情報技術)化を踏まえた対策を促してのことだろう。……在外選挙制度については今後、選挙区に対象を広げるだけでなく、在外選挙人証の登録手続きを可能な限り簡略化したり、電子メールなどを利用した選挙公報の伝達なども検討すべきだ。」

改正法によるネット選挙運動の解禁(骨子)



解禁の概要

		ネットで選挙運動ができる人たち			
ネット選挙解禁で できること できないこと		候補者	政党	一般有権者	補足・注意事項
解禁される情報発信方法  ウェブサイト <small>(HP、ブログ・掲示板、SNS、 動画共有サービス等)</small>	○	○	○	電子メールアドレス等（返信用フォームのURL や SNS のユーザー名などを含む）の表示義務があります。	
	 電子メール <small>(SMTP 方式、電話番号方式)</small>	○	○		×
		※送信先には一定の制限			

出典「インターネット選挙運動特集ページ」

誹謗中傷・成りすまし対策等

1. 誹謗中傷・成りすまし対策
2. プロバイダ等責任制限法の一部改正
3. 選挙に関するインターネットの適性利用
4. その他

これらの禁止行為は処罰の対象 1

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



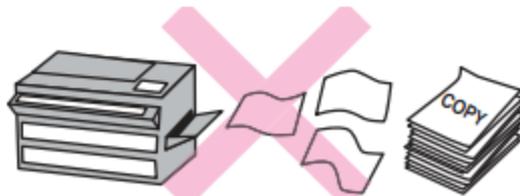
未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



出典・総務省インターネット選挙運動解禁に関する説明資料

これらの禁止行為は処罰の対象 2

誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



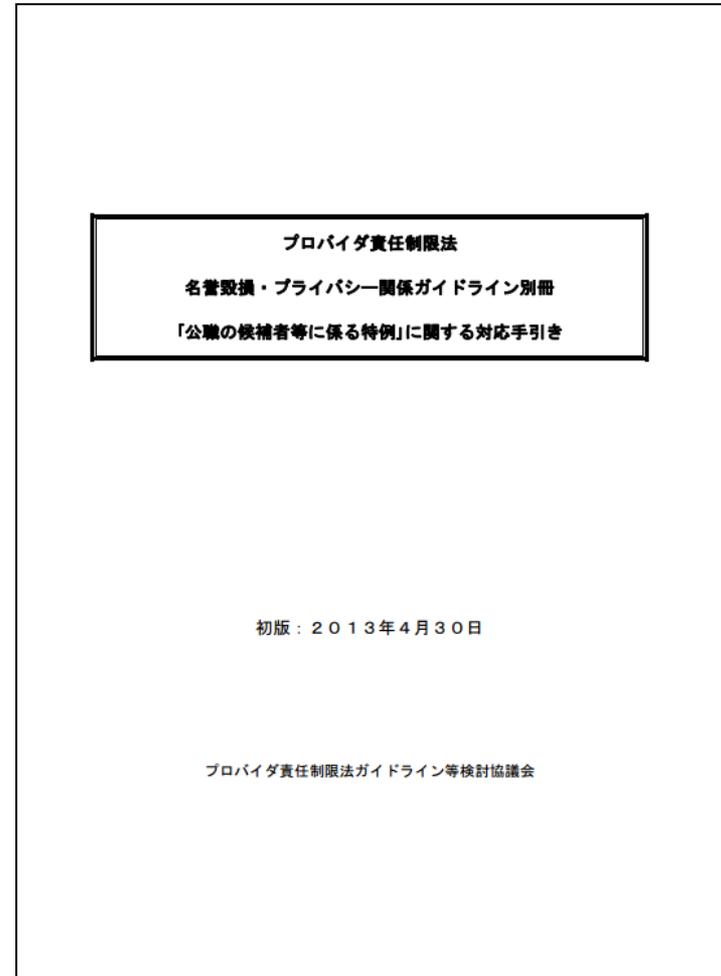
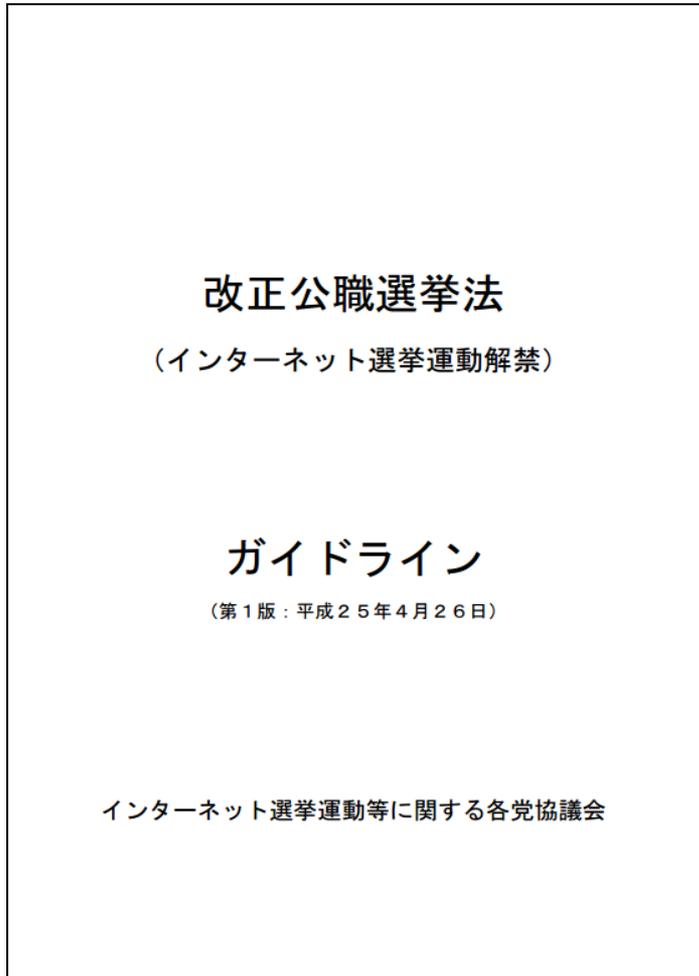
候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

改正法関係のガイドラインが公表



ネット選挙運動解禁の目的と今後の影響・課題

解禁の目的(改正公職選挙法ガイドラインより要約)

- 候補者や政党が自らネット選挙運動ができないという不都合を解消、有権者のより適正な判断及び投票行動に資する
- 選挙期間中、候補者・政党等以外の者がウェブサイト等で候補者・政党を支持や応援できない不都合を解消し、選挙に対してより積極的な参加を可能にする

影響・課題

- 公選法が専門家だけのものから一般国民のものへ
- 多様な意味でのデバイド(格差)は発生するか
- 政治への無関心は解消されるか
- 選挙の方法は変容するかー辻立ちからSNS主流へ？
- ネット選挙運動先進国の韓国では、誹謗中傷等の弊害をどのように規制するか
- やはりネット選挙運動先進国の米国では、ネット選挙運動の大規模化・格差化とネットでの個人献金が重要な問題
- メディアへの影響も

想定される影響・課題の具体化

- 解禁は時代の必然なのだが.....
 - 「ネットの声」を「有権者全員の声」と聞き間違える事態も発生か？
 - 担当運動員の人選を誤ると、炎上→無理心中(連座)も
 - 「付け焼き刃」の候補者によるネット運動は「火事の元」か
 - 果てはネットステマ、炎上マーケティング、2ch鬼女板、WEB魚拓もフル稼働の可能性
 - 海外からの発信問題、攻撃問題
 - 2007年4月のフランス大統領選
 - ネット上の仮想空間「セカンドライフ」で、双方の支持者が操るアバターによる相手の事務所の打ち壊しや、格闘などの“襲撃事件”に発展(NEWSポストセブン2013年5月2日に経緯)
- ネット選挙運動は、本当は「カネのかかる選挙」？
 - 米オバマ大統領のネット選挙戦略－SNSのフル活用
 - 我が国もネットを使った個人献金が増加していくか？
 - 中長期的には選挙制度が変容するか？

本日の特別講演会の概要

- 「改正公職選挙法の解説」(報告1)
 - 鈴木康之・総務省自治行政局選挙部選挙課課長補佐
- 「インターネット選挙運動解禁でメディアはどうか」(報告2)
 - 藤代裕之・法政大学社会学部准教授
- 「公選法改正による影響と課題」(報告3)
 - 湯淺墾道・情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
- 「改正プロバイダ責任制限法ガイドラインについて」(報告4)
 - 大谷和子・日本総合研究所法務部長
- 「インターネット選挙運動解禁に対する事業者の取組み(仮題)」(報告5)
 - 大倉健嗣・LINE株式会社政策担当
- 「韓国における誹謗・中傷情報の削除基準(仮題)」(報告6)
 - 高選圭・韓国中央選挙管理委員会選挙研修院教授
- パネルディスカッション